平成２５年（フ）第５１９号
栃木県下都賀郡壬生町本丸１丁目10番36号
アメニティハイツＤ102号室
債務者　髙野　政道
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５２１号
栃木県宇都宮市山本２丁目14番13号
債務者　桜井　大介
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５２２号
栃木県宇都宮市下栗町461番地３　メゾン・ド・パステルＥ202
債務者　佐藤　徳明
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５２３号
栃木県宇都宮市下栗町461番地３　メゾン・ド・パステルＥ202
債務者　佐藤のり子（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５４０号
栃木県佐野市小中町950番地３
債務者　栗原貴美江
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５４７号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1231番地１
宝積寺コーポ207号
債務者　島　　惠子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第２９２号
埼玉県入間市宮寺2345番地
破産者　有限会社アルテック
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１５８５号
神奈川県大和市中央６丁目６番21号
破産者　プレミア株式会社
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３８０号
名古屋市東区泉１丁目14番１号　泉久屋サンコービル７階、商業登記簿上の本店所在地愛知県岡崎市柱１丁目２番地１
破産者　クオリティディベロップメント株式会社
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５３５号
神戸市中央区雲井通４丁目１番23―205号、従前の本店所在地高知市鷹匠町１丁目３番22号
破産者　有限会社アライブ
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６２号
北海道河西郡芽室町東９条８丁目３番地５、破産手続開始決定時の住所北海道帯広市西11条南27丁目４番地１
破産者　小村　　太
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
青森県八戸市大字大久保字大山13番地の１
破産者　有限会社フジタ食品
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
岐阜県関市板取3808番地の２
破産者　カネキ土木株式会社
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１２６号
岐阜県関市上白金582番地１
破産者　岩田　十士
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１２７号
岐阜県関市上白金582番地１
破産者　池田　朱実
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

破産手続終結

平成２４年（フ）第２３３号
鹿児島県鹿児島市千年２丁目29番９号
破産者　有限会社大豊工業
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４０１号
茨城県常陸太田市西染町1062番地
破産者　株式会社大須賀商店
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第９６号
埼玉県狭山市狭山台３丁目13番８号
破産者　ユタカ興産株式会社
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９８３３号
東京都渋谷区代々木１丁目24番６号
破産者　有限会社マックミュージックスクール
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部